

任意継続組員申出書の 作成・提出



公立学校共済組合広島支部

申出者⇒広島銀行(掛金口座振替の場合)⇒申出者⇒所属所長⇒申出者⇒共済組合提出

所属所受付印(日)欄
受付印は省略不可

任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書 (2枚中1枚目)

組合員氏名のフリガナ欄は左から記入し、姓・名の間は1字分あけてください。

住所のフリガナ欄は左から記入し、市郡・区町村・番地の間は1字分空けてください。

退職時の組合員証番号		6 5 4 3 2 1		【提出期限】 退職日から起算して20日以内(共済組合必着) (例)3月31日退職 ⇒ 4月19日必着(閉庁日の場合は直前の閉庁日)	
郵便番号		7 3 0 - 8 5 1 4		住所	
フリガナ		ヒロシマシ		ナカク	
フリガナ		モトマチ		9 - 4 2	
漢字	広島 (市郡)		中 (区町村)		基町 9番 42号
組合員			生年月日		性別
フリガナ	カッコウ		イチロウ		昭和 平成
フリガナ	学校		一郎		37年07月01日 (男)・女
氏名	学校 一郎		日中連絡のとれる番号(携帯番号、可)		0 9 0 1 2 3 4 - 〇 〇 〇 〇
退職年月日		共済資格取得年月日		組合員期間	
令和	〇〇年	03月	31日	昭和 平成 令和	60年
					04月01日
					38年00か月

退職後、日中連絡のとれる電話番号を記入してください。携帯電話を記入する場合は、ハイフンを除いて記入してください。

掛金の払込方法は1から4までのうち希望する番号に必ず〇をしてください。

「4. 毎月振込通知書」の場合、振込手数料は本人負担となります。

●掛金の払込方法 →

(右の番号のうち1つを〇で囲む。原則として口座振替(1~3)とし、やむを得ない場合のみ4(金融機関窓口にて払い込む必要あり)とする。)

掛金口座振替・給付金口座		金融機関使用欄	
指定金融機関	本支店名	科目	口座番号 (右詰めで記入)
広島銀行	〇〇支店		
0 1 6 9	5 6 7	普通	0 1 2 3 4 5 6
広島銀行の口座を記入 他の金融機関は不可			
確認事項		金融機関確認印欄	
1 金融機関名		金融機関確認印欄 <input type="text" value="印"/>	
2 店舗名			
3 口座番号			
4 届出印			

※ 現職時に認定されている被扶養者については被扶養者証が発行されます。
 取消事由が発生した場合は取消の手続きが必要ですので、必ず取消の被扶養者申告書を提出してください。

掛金の払込方法で1から3までの「口座振替」を選んだ方は、必ず「掛金口座振替・給付金口座」及び「金融機関確認印欄」を記入の上、広島銀行で金融機関確認印を受けてください。

ポイント！

掛金の払込方法が口座振替の場合は、1枚目及び2枚目を記入して、両方を広島銀行の窓口へ提出してください。

かしこまりました。



掛金の振替口座を広島銀行に指定します。

●掛金の払込方法										1. 年1回口座振替		2. 年2回口座振替	
<small>(右の番号のうち1つを○で囲む。原則として口座振替(1~3)とし、やむを得ない場合のみ4(金融機関窓口にて払い込む必要あり)とする。)</small>										3. 毎月口座振替		4. 毎月払込通知書	
掛金口座振替・給付金口座					金融機関使用欄								
指定金融機関	本支店名			科目	口座番号 (右詰めで記入)					確認事項	1 金融機関名		金融機関確認印欄
広島銀行	〇〇支店										2 店舗名		
0 1 6 9	5 6 7	普通	0 1 2 3 4 5 6	3 口座番号		4 届出印							
広島銀行の口座を記入 他の金融機関は不可													
※ 現職時に認定されている被扶養者については被扶養者証が発行されます。 取消事由が発生した場合は取消の手続きが必要ですので、必ず取消の被扶養者申告書を提出してください。													

掛金の払込方法を口座振替にする場合

- ① 口座振替の金融機関は広島銀行のみ(他の金融機関は不可)
- ② 指定金融機関(広島銀行)、本支店名、口座番号等の欄を記入
- ③ 2枚目の「預金口座振替依頼書」に金融機関届出印を押印
- ④ 1枚目及び2枚目を広島銀行に提出(提出先はどの本支店でも可)
- ⑤ 広島銀行で1枚目に確認印を受ける

ポイント！

金融機関から返却された任意継続組合員申出書（1枚目）を退職時の所属所に提出してください。

※ 掛金払込方法が「4. 毎月払込通知書」の場合、1枚目のみ記入して所属所に提出

受付印の押印と所属所長の証明をお願いします。

所属所が受け付けた日で押印

申請者⇒広島銀行(掛金口座振替の場合)⇒申出者⇒所属所長⇒申出者⇒共済組合提出

任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書
(2枚中1枚目)

所属所受付印（日）欄
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">受付</div> <div style="margin-bottom: 5px;">〇〇. 〇. 〇</div> <div style="margin-bottom: 5px;">〇〇小学校</div> </div>
受付印は省略不可

受付印省略不可

【提出期限】
退職日から起算して20日以内(共済)



退職日以降の日付を記入してください。

第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合広島支部長 様

令和 ○ 年 3 月 3 1 日 (退職日以降の日付とする)

※掛金の払込方法を口座振替にする
場合、様式2枚目に広島銀行届出印
を押印して、広島銀行に提出してく

申出者氏名 学校 一郎

退職時の所属所で受付印の押印と併せて
この欄の証明を受けてください。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 ○ 年 3 月 3 1 日

(退職日以降の日付とする)

退職時の所属機関

所属所コード 1 2 3 4 5

所在地 ○○市○○区○○町一丁目1-1

所属所名 ○○市立○○小学校

所属所長氏名 公立 薫

電話番号 (082) 123-4567

【書類の提出方法】 (内容に不備のないものを期限内に提出してください)

1. 掛金払込を口座振替(「掛金の払込方法」の1~3)にする場合
様式1枚目と2枚目を併せて、広島銀行(12のホウテツ)に提出

ポイント!

退職時の所属所による受付印の押印及び証明後、返却を受け、
申出者本人が直接共済組合に提出してください。

最終確認をしましょう！

- ☑ 退職日までに引き続き1年と1日以上組合員でしたか？（1年以内は加入資格なし）
- ☑ 連絡先の電話番号は記入しましたか？
- ☑ 掛金の払込方法は、希望の番号を○で囲んでいますか？
- ☑ 所属所の受付印及び所属所長の証明はありますか？
- ☑ 提出期限は間に合っていますか？（退職の日を含めて20日以内に共済組合必着です。）

【払込方法を口座振替にする場合】

- ☑ 金融機関は広島銀行の本人名義の口座になっていますか？
- ☑ 広島銀行の確認印はありますか？
- ☑ 2枚目の「預金口座振替依頼書」は広島銀行に提出しましたか？

